

## 日銀ネットRTGS化に伴う国債取引決済制度等の一部改正について（案）

平成 12 年 10 月 25 日

名古屋証券取引所

項 目	内 容	備 考
<p>・ 改正趣旨</p> <p>・ 改正概要</p> <p>1. 国債決済制度</p> <p>(1) 決済物件</p> <p>(2) 決済方法等</p> <p>(3) 決済金額の小口化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本銀行では、平成 13 年 1 月に、日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」という。）による国債決済及び当座預金決済の RTGS（即時グロス決済）化を実施する予定としていることから、日銀ネットを利用して行う国債取引の決済に係る制度を一部改正する。</li> <li>・ 国債取引の決済に係る決済物件は、振込国債のみとする。</li> <li>・ RTGS 化に伴い、個別約定毎の決済について、当面国債振替は書面指図、資金振替は清算銀行を利用した即時グロス決済とする。インフラ整備後はオンラインによる決済とする。</li> <li>・ 決済一件当たりの上限額は額面 50 億円とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ なお、本券の決済に係る制度については、現行どおりとする。</li> <li>・ RTGS 化に伴い、現行の振替決済制度における時点処理は原則廃止となるため、RTGS 化後は、個々の決済（国債及び資金）について即時グロス決済していくこととなる。</li> <li>・ 平成 13 年 1 月より、登録国債が指定金融機関等に係る源泉徴収免除制度の対象から除外されることから、従来の登録国債を中心とした国債の決済・保有形態が振込国債にシフトすることが見込まれ、また、市場の決済慣行としても振込国債による決済の推進が提言されている。</li> <li>・ 個別約定毎の決済について、証券は渡方正会員から本所日銀口座への口座振替、資金は受方正会員から清算銀行における本所口座への振込みを確認後、順次相手方へ振替を行う。本所口座での証券・資金の残高発生を確認することで、元本リスクを回避する。</li> <li>・ 日本証券業協会における市場慣行についての提言においても、決済一件当たりの上限額を額面 50 億円とする指針が示されている。</li> </ul>

項目	内容	備考
(4) 決済時限等 a . 証券決済時限  b . 資金決済時限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・証券決済時限（渡方正会員から本所への国債引渡しに係る最終時限）は午後1時30分とする。</li> <li>・資金決済時限（受方正会員から本所への売買代金の支払いに係る最終時限）は午後2時とする。</li> <li>・正会員は、決済を行う場合、円滑な決済の確保に努めるものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行は証券決済時限は午後3時、資金決済時限は会員の支払いは午後1時、受領は午後3時。</li> </ul>
(5) 証券決済未了の場合の取扱い a . 証券決済未了時の対応  b . 証券決済未了に係る決済の完了期限等  c . 遅延損害金の支払い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・渡方正会員が証券決済時限までに国債の引渡しを行わない場合、当該決済を翌営業日以降に繰り延べる。</li> <li>・証券決済未了の解消時限は、当該証券決済未了が生じた日から起算して5営業日目までとする。</li> <li>・渡方正会員は、証券決済未了となった決済について、本所との間でその決済を行おうとする場合には、本所の定める時限までに本所に通知し、本所はこれを相手方受方正会員に通知する。</li> <li>・証券決済未了を生じさせた渡方正会員は、売買代金100円につき1日4銭（当分の間、2銭5厘とする）の遅延損害金を、本所を通じて相手方受方正会員に支払う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の有価証券引渡票（DB）制度においては、受方正会員は当初の決済日に売買代金を支払わなければならないため、RTGS化後の資金需要増加等を考慮し、所要の改正を行う。</li> <li>・現行DB制度におけるDBの返済期限は、当初の決済日から起算して5営業日目。</li> <li>・証券決済未了に係る決済を日々翌営業日に繰り越すこととした場合、渡方正会員が翌営業日に決済を行う見込みが無い場合においても、受方正会員は決済の準備（売買代金の手当等）をしておかなければならないことになる。</li> <li>・現行のDB品借料の受払と同様。</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
<p>2 . 国債取引制度</p> <p>(1) 売買の区分</p> <p>(2) 呼値の条件</p> <p>(3) 売買単位</p> <p>(4) 決済のために授受する 金銭及び国債証券</p> <p>・ 実施時期</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 数量による大口取引を撤廃し、呼値に(2)の条件を付した取引(条件付取引)と、条件を付さない取引(通常取引)に区分して売買を行う。</li> <li>・ 条件付取引の呼値の条件は、経過利子に係る非課税扱いの条件、一括執行の条件及び執行単位に係る条件の3種類とする。</li> <li>・ 売買単位は、額面5万円以上5万円単位とする。</li> <li>・ 売買契約締結ごとの売買代金及び国債証券の授受を行う。</li> <li>・ 日銀ネットによる国債決済及び当座預金決済のRTGS化に合わせて、本所の定める日から実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行は大口取引(額面1,000万円以上)と大口取引以外の取引に区分</li> <li>・ 現行は大口取引は額面100万円、大口取引以外の取引は額面10万円。</li> <li>・ なお、将来的には日銀ネットのDVP(国債・資金同時受渡)機能を利用した決済を行うに当たり、日銀当預口座、日銀ネットオンライン等所要のインフラ整備を図ることを考えることとする。</li> </ul>